

資料館だより

企画・編集 国立ハンセン病資料館

発行 財団法人
日本科学技術振興財団

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13

電話 042-396-2909

FAX 042-396-2981

国立ハンセン病資料館の 存立に恒久性を

国立ハンセン病資料館館長 成田 稔

あけましておめでとうございます

旧年中は大変お世話になりました。厚くお礼を申し上げますとともに、今年も同様にご支援を賜りますようお願いいたします。

＋ 十 十

懸案の常設展示の修正は、まずは黒尾和久学芸課長らによる試案をもとに、運営委員会が検討を重ねることとなっております。ただし予算の関係もあつて全面改修とは参らず、問題の多い部分から着手いたします。またこれを機に、絶対隔離の時代の過ちを観念的に展示するに留めず、それが患者に何をもたらしたか、患者はどのように生き抜いたか、患者の忍苦を除くにはどうすればよかったか、等の点についても、皆様と共に考える場となることを目指します。

ハンセン病をめぐる偏見はおよそ、社会というより、私たちにとつての生活空間である世間においてこそ問題となつてきます。建前としてハンセン病の正しい知識が広まつても、偏見そのものは非科学的、非言語的な世界、即ち世間体、本音として残っている、と言ひ換えてよいかも知れません。

この点の重要性にはこれまででも

触れてきましたが、眼前に別の緊急な問題があります。日本は絶対隔離の完遂を急ぐあまり、ハンセン病が「血筋の病」であるかのようないきこみを解くのを怠り、「恐ろしい伝染病」、「不治の病」と強調して差別的な世間の心情を

あおりました。あぶり出しの中で患者は居場所を失い、療養所に入るほかなくなりまし。終生隔離されて、この世との生き別れを強制されたのです。しかも所内では結婚はできても子どもは産めませんから、本人一代限りの人生ということになります。これが、今療養所に暮らす人びとの「自分が死んだらそれで終わり」という自棄的な言葉になつてしまいました。この言葉の裏面については考察が必要ですが、仮に「未来像を描けない心理状態」としておきます。

それでも患者たちは、

「今」を生きるのに懸命でした。その姿は当館の常設展示「生き抜いた証」によく現れていきます。ここで注意されるのは全患協（現全療協）の運動で、中でも「予防法闘争」は際立って重要です。

全患協はこの運動について「予防法は改善され、闘争は敗北したのだろうか」と

「より広い層の人たちの注目と理解と連帯」を得、「団結の力を自覚し、政治は動かすことができる」という教訓を得た」と謳っています（『全患協運動史』）。隔離され孤立した患者たちにとつてこの経験が甚大な意味を持つてきたのは言うまでもありません。

ところで先日、〇七年度の日本の相対的貧困率が十五・七％にもなると発表されました。これでは六人に一人が貧困ということになります。関連して、朝日新聞（〇九年十一月四日朝刊）に、宅配便の仕事に疲れ果てながら一日の給料が手取り六〇七〇〇〇円という大学卒三十歳男性のつぶやきがありました：「明日の仕事もわからない、将来などわかるはずがない」。これは、自分のくらし、自分のもつ世間（家庭、地域、職場、学校など）をすべて捨てさせられ隔離された患者の思いとそっくりです。さらに、この男性の「結婚して子どもも欲しいが、この収入では想像すらできない」という言葉。この感覚はまさに「未来像が描けない心理状態」の表出ではないでしょうか。

この記事の終わりに、経済的な困窮は、人を社会の網の目から排除し孤立させる。困窮した人は、家族、友人、地域、会社などから切り離され、生きる意欲すら失つてゆく……とあります。そしてここに登場する人の姿は、北条民雄の『いのちの初夜』の冒頭にある主人公と重なります。（四画面につづく）



元日獅子舞・所沢市安松神社にて

撮影 大竹 章

隔離の100年を問う・東京集会

基本法を活かして地域に無料開放を

十一月十七日

(火)午後六時から、「ハンセン病隔離の一〇〇年を問う東京集会」が都内九段会館で開催された。冷たい雨の中、会場には約八百人が詰めかけた。会は鮎京眞知子弁護士の進行で、第一部来賓あいさつ、第二部コーラス、第三部シンポジウムだった。

第一部では、まず主催者を代表し、宮里光雄全療協会長が登壇した。この

の会は隔離政策百年に際し、市民の前で歴史を検証・総括することが目的だ。全療協会は五十八年間闘ってきた。残る課題は、療養所本来の使命と目的の実践、不十分な医療・看護・介護の改善、社会における差別の一扫、国による将来構想の指針の明示、ハンセン病問題基本法の理念実現の五つだ。療養所の孤立や国の消極的施策は断じて認めない。地域と融合し、共生型の療養所を目指す述べた。続いて鳩山由紀夫内閣総理大臣からのメッセージが紹介された。隔離政策の謝罪と物故者の追悼に続けて、弱者・少数者の尊重を掲げた自身の所信表明演説を引きながら、ハンセン病についても問題

解決に全力を尽くすとしていた。

横路孝弘衆議院議長は、入所者が地域から孤立せず平穏に生きられるように努める。現在もハンセン病は周囲に隠される状況があり、日本社会の根底にある差別意識を解消しなければならぬと述べた。江田五月参議院議長は、子どもの頃父に連れられ長島愛生園を訪れた思い出を交えつつ、ハンセン病に対する人権侵害をなくすことが、世の中のすべての人権侵害をなくす原点と語った。将来構想については、最後の一人までの在園保障が国の約束であり、非現実的などと言うべきでない。療養所の地域開放を闘い取ろうと述べた。

長妻昭厚生労働大臣は、回復者が地域社会から孤立せずに暮らすため、基本法の精神を国民に広く浸透させる必要がある。残る問題の解決に全力を尽くすと述べた。またハンセン病資料館にも言及し、館を活用して回復者の苦難を伝え、正しい知識を広めるとした。

渡部尚全国ハンセン病療養所所在市町村連絡協議会会長(東村山市長)は、私たちも将来構想に注目している。東村山市は多磨全生園内への保育所設置に賛同したが、国有財産法により多額の地代が発生してしまう。療養所の予算の仕組みを改めないと市民の利用は不可能で、療養所の社会化も難しい。療養所がなくなれば、入所者の生きた証も消えてしまうと述べた。舩添要一ハンセン病対策議員懇談会会長は、基本法と「国立ハン

セン病療養所の療養体制の充実に関する決議」(衆議院)の肉付けが必要だ。我々は、もしも自分が収容されたらと想像力を働かせるべきだ。国有財産法のような障壁を克服するのは政治の仕事。入所者の知覚マヒを念頭に置けば、介護も相応に考えられて当然で、財政上の問題ではないと述べた。



廃合には反対していくと述べた。遠藤隆久ハンセン病市民学会事務局長は、私たちはハンセン病の歴史を、差別されてきた者の歴史ではなく、差別してきた者の歴史として受け止めるべきだと述べた。第二部では、群馬・いのちの証合唱団が四曲の歌を披露した。

第三部では、徳田靖之ハンセン病国賠訴訟西日本弁護士代表の司会で、パネリスト四人が発言した。津島雄二前ハンセン病対策議員懇談会会長は、政治活動三十三年間の最後が基本法だった。もし雇

思ったのが自分ならと考えることが重要だ。行政には、入所者を納得させられるよう基本法を履行する意志が必要だ。「贖罪」の気持ちでやっていくと述べた。

内田博文九州大学大学院法学研究教授は、隔離の百年を振り返り、医療と同様に法律家・司法・法曹界は国策に従事し、マスコミはハンセン病に不勉強なままだつた。その結果日本国憲法は、隔離政策を断罪するよりも覆い隠す役割を果たしてきたと述べた。

神美知宏全療協事務局長は、患者運動は市民が理解し支えてくれるか否かが分かれ道。らい予防法が長く存続した理由もそこにある。基本法に魂を入れられるかどうかは市民にかかっていると述べた。

舩雄二ハンセン病国賠訴訟原告団協議会会長は、日本国憲法をきちんと活かす意識が国民の中に育たなかったことが、らい予防法の存続を許したと述べた。

徳田弁護士が、我々が全患協運動に参加できなかった原因を問うと、内田教授は、知る権利を保障したマスコミも憲法の番人である司法も、ハンセン病に目を向けなかった。戦後の市民運動は戦前より進歩したとは限らないと述べた。神事務局長は、市民に訴えたかったが、まずは改善を認めない国に働きかけてきた。市民も患者を隔離したが、一度療養所に入れると顧みなかった。市民が支えない運動は成功しないと話した。また市民に迫られた過去に起因する、全患協運動と市民との距離についての徳田弁護士の問いには、今でも運動が社会から孤立していると思う時があると答えた。

最後に内田教授は、無らい県運動以来、患者の権利主体性を認めない市民の側の問題が存在する。それを意識するため、療養所を共生のシンボルと呼びかけた。

神事務局長は、将来構想に入所者の意向を表明していく。療養所は最後まで医療機関として地域に提供し、国には無料開放を求める。私たちの最後の望みは、真の人間回復、療養所の社会復帰、差別の連鎖を断つことの三つだと述べた。

舩会長は、療養所を人権のふる里、負の遺産として残すための運動に加わって欲しいと訴えた。

閉会にあたり徳田弁護士は、国の責任と同時に、法曹界、マスコミ、市民にも問われるべき問題だ。私たちはこれをどう乗り越えていくのか、とまとめた。

資料館運営企画検討会 本年度事業計画等で論議

第五回国立ハンセン病資料館等運営企画検討会（以下、検討会）が十月六日、経済産業省別館会議室にて開催された。

本検討会は、運営委託先が、科学技術振興財団に変更になって、初めてのことで、議題は、平成二十一年度の事業計画であった。

まず、山口事務局長が、「平成二十一年度ハンセン病対策事業（資料館運営等委託分 1. 資料館の運営 予算書）」について、「科目」ごとに概略説明を行い、厚生労働省が「ハンセン病対策事業実施要領」に示した資料館の「管理・運営業務」の「7つの機能」（教育啓発、展示、収集保存、調査研究、情報センター、管理・サービス、企画調整）に即して事業計画（案）について説明した。

この説明に対して、半田参集者から、予算書と事業計画の対応関係が読み取りにくいために、何に力点をおいた計画なのか分かりにくい。予算書を調査研究や資料保存のためにいくらか使うのかというように組み立ててほしい、という改善要望がだされた。

この他にも参集者からの発言は相次いだ。それらは、事業計画（案）への異議ではなく、資料館

の運営についての中期的展望・課題について、確認・問題提起する内容であったと言える。

参集者は、「ハンセン病問題基本法」の趣旨に即して、国立ハンセン病資料館には、各療養所そのものを「負の遺産・遺跡」として保存し、人權研修の場として活用するための牽引者の役割を担うべきだと強く意見した。

この発言に対して、横田参集者は、考え方には賛成だが、議題からみて、この場で話し合う内容ではない。しかし、この提案は、資料館のあり方そのものを考え直すことにも通じるので、まずは厚労省が考えてもらいたいと述べた。

さらに神参集者は、参集者の発言は、全国の各療養所の将来構想に関わる問題であり、確かに資料館は「負の遺産」を考える場として機能すべきだが、資料館活動は、まず「遺跡」を想定するものではなく、現実の療養所を残していくための取り組みであってほしいと発言した。

鮎京参集者は、前回までの検討



会における議論を踏まえて、「資料館運営規定」中に、資料館の設置根拠を整理・明文化すべきであるという意見を述べ、さらには資料館でボランティアガイドの養成への取り組みをそろそろ始めたらどうかと質問をした。

日比野参集者は、教育啓発事業において、より積極的に講師派遣を行うべきであること、「看護学生向けプログラム」に、看護学生のみならず、医師も含めたらどうかと提案した。

増田参集者は、小学生・中学生向けのホームページを作成してほ

しいと述べた。

横田参集者は、資料館の語り部活動のビデオ記録を作成する必要があり、また国際的な動きに目配りし、その要求に応えられるような体制づくりが必要だと発言した。

これらの質問・問題提起に対して、山口事務局長、黒尾学芸課長が答弁を行った。しかしながら、必ずしも即答が充分にできる内容ばかりでもなかったため、参集者からの貴重なコメントとして資料館にもちかえり、資料館運営委員会において議論をし、次回の検討

「新生」の表紙を飾った 桃生小富士展予告

現在、東北新生園に入園している桃生小富士氏の水彩画展を一月三十日から二月二十八日までの日程で開催する。

桃生氏は一九三〇（昭和五）年、宮城県に生まれ、一九五一年、二〇歳で東北新生園に入園した。入園してからは川柳をはじめとする文芸活動を熱心に行い、園内の川柳社代表を長年務めた。

それとともに絵画作品を制作し、



白牡丹

会において、館長名で回答を行うことにした。ちなみに、資料館における語り部活動の実態については、その活動を長年にわたり継続している佐川参集者が具体的な説明を行った。

なお、今回の検討会では、資料館常設展示の改修についての言及はなかったけれども、資料館学芸課は、運営委員会に草案を提出、そこでの議論と修正を踏まえつつ、目的達成のための努力を行っていく。その点、付記しておきたい。

それらの作品は現在、園の機関誌である『新生』誌の表紙を飾っている。色紙に描かれた自然の情景や風景などの色鮮やかな水彩画は、桃生氏独自の世界観をつくりだし、見る人を魅了している。

しかし、桃生氏のハンセン病回復者としてこれまで生きてこられた人生は決して平穏なものではなかったはずである。そのように想像する時、これらの美しさ、やさしさ、やわらかさを持つ絵が生み出されたこと自体が不思議でもあり、貴重であることがわかる。

本展覧会ではこれまで桃生氏が制作した作品の内、五十点余りを桃生氏の川柳とともにご紹介する。桃生氏のところが込められたこれらの作品を是非この機会にご覧いただきたい。

ハンセン病政策と資料保存 日本とノルウェーのシンポジウム

一月二十一日資料館で開催

ノルウェー・ベルゲン市は、十九世紀後半、らい菌を発見したアルマウエル・ハンセン医師の活躍した地です。ノルウェーは疫学を基礎にし、二十世紀前半にはハンセン病医学、医療を国際的にリードしました。

本シンポジウムでは、ベルゲン市所在の研究機関において、ハンセン病医療政策の歴史研究を行っている三名をお招きし、現地において収集・保存されてきたハンセン病史関連資料の価値や、そこから学ぶべきこと等について特別講演をしていただきます。またパネルディスカッションでは、ノルウェー人研究者と、日本におけるハンセン病史関連資料保存機関の草分け的存在である、高松宮記念ハンセン病資料館（現国立ハンセン病資料館）の創設・運営に関係した元患者（現資料館運営委員）が、「ハンセン病の歴史記録は、なぜ保存されなければならないのか」という観点に立つて議論を行います。ハンセン病史関連資料の収集・保存の先達であるノルウェーに学び、国立ハンセン病資料館の存在意義、その将来を展望した際の課題について明確にするシンポジウムにしたいと考えています。

主催 国立ハンセン病資料館
金沢大学

日時 一月二十一日（木）
十三時～十六時半

会場 国立ハンセン病資料館映像
ホール（先着一五〇名）

参加費 無料

【第一部】特別講演

シグード・サンドモ氏（ハンセン病博物館学芸員）「ハンセン病研究の国際動向とノルウェーハンセン病史の資料価値」

アーネ・スキヴェンス氏（ベルゲン市アーカイブス所長）「医学ジャーナルから学ぶものーベルゲン市立公文書館におけるハンセン病史資料保存ー」

ユングベ・ネルレボ氏（在ベルゲン国立アーカイブス所長）「ハンセン病の歴史記録から学ぶものーノルウェー国立公文書館におけるハンセン病史資料保存」

【第二部】討論

「ハンセン病の歴史記録は、なぜ保存されなければならないのか」

パネリスト・シグード氏、アーネ氏、ユングベ氏、平沢保治氏、佐川修氏。（司会）黒尾和久

問合 国立ハンセン病資料館まで
（詳細はHPをご覧ください。）

<http://www.hansen-dis.jp>



当館での講演会の様子（2007年11月17日）

ハーモニカバンドが生甲斐 近藤宏一さんを悼む

長島愛生園の入園者で長年「青い鳥楽団」団長として活躍していた近藤宏一さんが悪性リンパ腫のため、十月五日八才で亡くなられた。近藤さんは一九二五年に生まれ、十二才の時に長島愛生園に入所。その後徐々に視力が衰え、一九五二年に失明した。

一九五〇年代、予防法闘争の最中、目が不自由な仲間たちとともにハーモニカバンド「青い鳥楽団」を結成し、自分たちの生きる道、生きる意味を求めて広く活動を展開した。近藤さんはメンバー達を励ましながらかつとも想像を絶するような練習を重ねた結果、園外でも演奏会を開くまでに至り、多くの人々に感動を与えた。

「青い鳥楽団」解散後も、ハーモニカを携え、各地で演奏活動を行った。二〇〇七年には「ウエルズリー・ベイリー賞」を受賞し、国際的にも近藤さんの活動が高く評価された。その時自分一人の賞ではないと真つ先に園内の納骨堂に報告したという。

当館においても二〇〇七秋にご来館いただき、ハーモニカコンサートと講演をしていただいた。

その場でも来館者から「近藤さんの力強いハーモニカの音に感動した。」との感想が多く寄せられた。

近藤さんは最期まで自室で過ごすことを希望し、トイレも自力で行こうとするなど、亡くなるまでその姿勢は変わらなかった。

いつも背筋を伸ばし、自分の信念を貫いた近藤さんの姿は、これからも多くの人の中で輝き続け、記憶されるだろう。近藤さんがその生き様をもって私たちに多くの示唆を与えてくれたことに深く感謝したい。



国立ハンセン病資料館が日本の厚生労働行政の永遠の指標であることをどうかご理解いただきたく、重ねてお願い申し上げます。

（二面よりつづく）